

新濃尾（二期）地区 新木津用水路水管理システム補足設計業務

特別仕様書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項目	内容
第1章 総則	
1-1 適用範囲	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
1-2 目的	<p>本業務は、新木津用水路の改修に伴う水管理システムの補足設計を行うものである。</p>
1-3 場所	<p>本業務において対象とする位置は、愛知県丹羽郡大口町地内他で、別添位置図に示すとおりである。</p>
1-4 低入札価格契約における第三者照査	<p>(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>(2) 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 東海農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係</p> <p>ア 親会社と子会社の関係にある</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係</p> <p>ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p> <p>(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>(4) 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(5) 照査計画</p> <p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。</p> <p>また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い</p> <p>特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録</p> <p>共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>(8) 契約不適合責任</p> <p>引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである</p>

項 目	内 容																					
1-5 履行確実性評価の達成状況の確認	<p>ときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに別添3の以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備 等</p>																					
1-6 管理技術者	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="467 947 1361 1305"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>電気電子—電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業—農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業—農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電子応用等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>電気電子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	博士	農学		技術士	総合技術監理	電気電子—電子応用等	農業—農業土木	農業—農業農村工学	電気電子	電子応用等	農業	農業土木	農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目																				
博士	農学																					
技術士	総合技術監理	電気電子—電子応用等																				
		農業—農業土木																				
		農業—農業農村工学																				
	電気電子	電子応用等																				
	農業	農業土木																				
農業農村工学																						
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																					
	農業土木																					
1-7 担当技術者	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>																					
1-8 技術者情報の登録	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>																					
1-9 保険加入	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																					
第2章 作業条件 2-1 適用する図書	<p>設計の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。</p>																					

項目	内 容																											
2-2 設計条件 2-3 参考図書 2-4 貸与資料	番号	名称	発行所	制定（改訂年月）																								
	1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	平成26年3月																								
	2	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社)農業土木機械化協会	令和6年10月																								
	3	電気設備計画設計技術指針	(社)農業土木事業協会	令和元年9月																								
	設計作業における設計条件は、次の通りである。																											
	I 設計基本条件																											
	(1) 設備導入の目的																											
	新木津用水路に設置されている水管理設備を改修・改造することにより、円滑な配水管理を行い、適切な水利用を行う。																											
	(2) 管理対象施設（案）																											
	<table border="1" data-bbox="499 779 1457 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 779 651 824">施設区分</th> <th data-bbox="651 779 866 824">施設名称</th> <th data-bbox="866 779 1457 824">主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 824 651 1070">用水路</td> <td data-bbox="651 824 866 1070">新木津用水路</td> <td data-bbox="866 824 1457 1070"> <ul style="list-style-type: none"> ・高山制水門の監視制御子局装置 ・二重堀除塵機の機側操作盤 ・新木津用水路及び河川共用区間の水位計 ・金六副水路（小牧原第2分水工・余水吐工） ・親局装置（中央管理所、副管理所） ・荒井堰の動力・電灯配電盤 </td> </tr> </tbody> </table>					施設区分	施設名称	主要設備	用水路	新木津用水路	<ul style="list-style-type: none"> ・高山制水門の監視制御子局装置 ・二重堀除塵機の機側操作盤 ・新木津用水路及び河川共用区間の水位計 ・金六副水路（小牧原第2分水工・余水吐工） ・親局装置（中央管理所、副管理所） ・荒井堰の動力・電灯配電盤 																	
施設区分	施設名称	主要設備																										
用水路	新木津用水路	<ul style="list-style-type: none"> ・高山制水門の監視制御子局装置 ・二重堀除塵機の機側操作盤 ・新木津用水路及び河川共用区間の水位計 ・金六副水路（小牧原第2分水工・余水吐工） ・親局装置（中央管理所、副管理所） ・荒井堰の動力・電灯配電盤 																										
設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとするが必要に応じて監督職員と協議するものとする。																												
貸与資料は、次のとおりである。																												
<table border="1" data-bbox="467 1328 1457 2065"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1328 563 1373">分類</th> <th data-bbox="563 1328 1361 1373">貸与資料</th> <th data-bbox="1361 1328 1457 1373">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1373 563 2065" rowspan="12">設計関係</td> <td data-bbox="563 1373 1361 1440">新濃尾（一期）地区 木津用水路配水管理実施設計業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1373 1457 1440">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1440 1361 1507">新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1440 1457 1507">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1507 1361 1574">新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1507 1457 1574">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1574 1361 1641">新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その1業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1574 1457 1641">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1641 1361 1709">新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その2業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1641 1457 1709">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1709 1361 1776">新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その3業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1709 1457 1776">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1776 1361 1843">新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その1業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1776 1457 1843">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1843 1361 1910">新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その2業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1843 1457 1910">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1910 1361 1977">新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その3業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1910 1457 1977">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1977 1361 2045">新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部機械設備等実施設計業務報告書</td> <td data-bbox="1361 1977 1457 2045">1式</td> </tr> </tbody> </table>					分類	貸与資料	数量	設計関係	新濃尾（一期）地区 木津用水路配水管理実施設計業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その1業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その2業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その3業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その1業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その2業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その3業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部機械設備等実施設計業務報告書	1式
分類	貸与資料	数量																										
設計関係	新濃尾（一期）地区 木津用水路配水管理実施設計業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その1業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その2業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その3業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その1業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その2業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その3業務報告書	1式																										
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部機械設備等実施設計業務報告書	1式																										

項目	内 容															
<p>2-5 参考図書及び貸与資料の取扱い</p> <p>第3章 設計作業内容 3-1 作業項目及び数量</p>		新濃尾（二期）地区 春日井兵田岩野工区兵田分水工補足設計その1業務報告書	1式													
		新濃尾（二期）地区 春日井兵田岩野工区兵田分水工補足設計その2業務報告書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路薬師川合流部総合検討他業務報告書	1式													
	工事関係	新濃尾（一期）地区 木津用水路水管理システム製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路水管理施設製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路水管理施設整備その2工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路水管理施設整備その3工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路水管理施設整備その4工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路二重堀堰及び下末工区機械設備製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路朝宮工区機械設備製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路防中堰等製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路二重堀除塵機他製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路久保一色堰製作据付工事完成図書	1式													
		新濃尾（二期）地区 新木津用水路金六堰製作据付工事完成図書	1式													
		<p>2-3、2-4に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p>														
<p>本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。</p> <p>なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p>																
<p style="text-align: center;">作 業 項 目 表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業項目</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 現地調査</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> <tr> <td>2. 資料の検討</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> <tr> <td>3. 補足設計</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> <tr> <td>4. 図面及び数量計算書の作成</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> <tr> <td>5. 概算工事費等の算出</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> <tr> <td>6. 特別仕様書の作成</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> <tr> <td>7. 点検取りまとめ</td> <td style="text-align: center;">1式</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数 量	1. 現地調査	1式	2. 資料の検討	1式	3. 補足設計	1式	4. 図面及び数量計算書の作成	1式	5. 概算工事費等の算出	1式	6. 特別仕様書の作成	1式	7. 点検取りまとめ	1式
作業項目	数 量															
1. 現地調査	1式															
2. 資料の検討	1式															
3. 補足設計	1式															
4. 図面及び数量計算書の作成	1式															
5. 概算工事費等の算出	1式															
6. 特別仕様書の作成	1式															
7. 点検取りまとめ	1式															

項目	内容
3-2 設計作業の留意点	<p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 2-3、2-4及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料又は請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
3-3 業務の成果品質確保対策	<p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計指針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議</p> <p>業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、技術次長、主任監督職（主催）、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。</p> <p>ア) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 <p>イ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 会議等経費</p> <p>「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、含まれている。</p> <p>(3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>
第4章 打合せ 4-1 打合せ	<p>共通仕様書第1-10条による打合せは、次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p>

項 目	内 容								
<p>第5章 成果物</p> <p>5-1 成果物</p> <p>5-2 公開用成果品の作成</p> <p>5-3 成果物の提出先</p> <p>第6章 契約変更</p> <p>6-1 契約変更</p> <p>第7章 定めなき事項</p>	<table border="1" data-bbox="475 224 1311 367"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 224 1177 259">段 階</th> <th data-bbox="1177 224 1311 259">回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 259 1177 295">初 回（設計作業着手段階）</td> <td data-bbox="1177 259 1311 295">1 回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 295 1177 331">中 間（補足設計検討段階）</td> <td data-bbox="1177 295 1311 331">1 回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 331 1177 367">最終回（報告書原稿作成段階）</td> <td data-bbox="1177 331 1311 367">1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="450 407 1500 470">なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p data-bbox="450 479 1500 586">ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p data-bbox="450 595 1500 658">その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p data-bbox="475 725 1500 864">成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ア 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部 イ 成果物の出力 3部（報告書はA4版、図面はA3版とし、ファイルは市販物で構わない。）</p> <p data-bbox="450 900 1500 1003">本業務の成果品について、監督職員との打合せに基づき、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる箇所にマスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途取りまとめるものとする。</p> <p data-bbox="475 1039 1066 1137">成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒491-0903 愛知県一宮市八幡5丁目1番14号 東海農政局新濃尾農地防災事業所</p> <p data-bbox="450 1214 1500 1276">業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="462 1285 1292 1518"> (1) 2-2に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 3-1に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 4-1に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 5-1に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。 </p> <p data-bbox="450 1554 1500 1617">この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	段 階	回数	初 回（設計作業着手段階）	1 回	中 間（補足設計検討段階）	1 回	最終回（報告書原稿作成段階）	1 回
	段 階	回数							
	初 回（設計作業着手段階）	1 回							
	中 間（補足設計検討段階）	1 回							
	最終回（報告書原稿作成段階）	1 回							

(別紙)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 現地調査	設計に必要な現地調査を行う。	1式
2. 資料の検討	業務実施のため、資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1式
3. 補足設計		
3-1. 管理項目等の精査	過年度で作成された管理項目及び管理対象施設模式図について、その後の補足設計及び工事成果を踏まえて見直しを行う。	1式
3-2. 高山制水門監視制御子局装置改修設計	高山制水門改修及び仮設排水ゲート撤去に伴う子局装置の改造検討、電気配管配線の布線計画を行う。	1式
3-3. 二重堀除塵機の機側操作盤改修設計	施設管理者への問診調査を踏まえ、除塵機の自動運転タイマーの機器仕様（仕様変更）及び機側操作盤の改造内容を検討する。	1式
3-4. 水位計増設設計	新木津用水路（薬師川合流前）及び河川共用区間（北屋敷橋付近）に取り付ける計測機器及び伝送回線の選定を行うとともに機器仕様の検討及び布線計画を行う。	1式
3-5. 金六副水路(小牧原第2分木工・余水吐工)管理設備の設計	金六副水路最下流付近に設置する小牧原第2分水ゲート（更新）及び新設する余水吐ゲート（新設）において、各ゲート動作に係る電気通信設備の設計を行う。 また、あわせて、余水吐管理のための計測機器（水位計：越流壁上下流に各1基を計画）仕様等の選定（投込式水位計を想定）及び電気通信設備の設計を行う。	1式
3-6. 親局装置(中央管理所、副管理所)の改修設計		
3-6-1. 親局装置選定及び機器仕様の検討	端末装置（監視サーバ、監視クライアント等）で利用されているOSを確認し、更新対象とする装置を選定する。また、更新対象装置について、機器仕様を検討する。	1式
3-6-2. 親局装置の改造内容検討	①～⑧の変更に対応するために必要となる親局装置の改造内容について検討し画面表示例を作成するとともに、改造に必要な各種実施設計を行う。 ①小牧原堰の撤去 ②新木津用水路及び河川共用区間への水位計増設 ③高山堰制水門の改修 ④金六副水路余水吐工の新設 ⑤仮設排水ゲートの撤去 ⑥二段ゲートの開度表示変更 ⑦雨量通知設定の変更 ⑧累計雨量のリセット方法変更	1式
3-7. 荒井堰の電気設備改修設計	施設管理者への問診調査を踏まえ、受電契約の見直し検討及び動力・電灯配電盤の改造検討（布線計画を含む）を行う。	1式
4. 図面及び数量計算書の作成	設計内容を踏まえ、工事の実施に必要な設計図面及び数量計算書を作成する。	1式
5. 概算工事費等の算出	設置機器リストの作成、機器費、概算工事費、管理費等の積算資料の作成を行う。	1式
6. 特別仕様書の作成	水管理制御設備の工事に関し、制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書案を作成する。	1式
7. 点検取りまとめ	上記の各作業項目の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式